

# 2012年7月9日施行「新たな在留管理制度」

～「出入国管理法・住民基本台帳法」の法改正と施行に向けて、  
自治体に向けられた課題～

## 法改定の主な中身

外国人の住民票作成、在留期間3年から5年に延長、「みなし再入国」を新設するという改善点はあるものの・・・

### < 目的 >

「不法」滞在、「不法」就労、外国人犯罪の抑制などの治安対策の目的が根底にある。(※外国人＝テロ、治安悪化という偏見も背景に)

入管局による在日外国人の管理と監視体制の強化が必要

自治体の住民基本台帳情報をはじめ、様々な情報を国(入管局)に提供させ、外国人の**一括集中管理体制を構築**

その方法として・・・

外国人に対して様々な義務規定を設け、その義務違反に対して刑事罰・在留資格取り消しを科す

旧植民地出身者(特別永住者)には特別永住者証明書の提示義務が残る。7年ごとに更新しなければならない。

中長期在留者には在留カードを交付。提示義務、常時携帯義務があり、提示拒否は1年以下の懲役または20万円以下の罰金。永住者は7年ごとに更新義務、遅れると1年以下の懲役、20万円以下の罰金。身分事項・所属機関の変更、配偶者の離婚死別の届出が遅れると20万円以下の罰金。非正規滞在者にはカードなし。見えない存在になってしまう。

[在留資格取消し]「配偶者としての活動」を半年以上行わなかった場合、新住居地の届出が90日以上遅れる・・・さらに、懲役に処せられたら退去強制に。

## 自治体の課題

生活者としての外国人の基本的人権を守るため、非正規滞在者(記録なき住民)が受けられる行政サービスへのアクセスを保障しなければならない。

記録の整備、情報提供、職員への教育・周知が行わなければならない。

住民基本台帳に記載された在留資格を有する外国籍住民に対しては、国保、年金、税、子ども手当、入学、住民意識調査等の各種案内、依頼がこれまで以上に日本人と同等に送付される。多言語による広報、案内がますます必要となる。

## 入管法改定の背景と自治体の取組みの歴史

### (1) 1945～1990年 旧植民地出身者(在日朝鮮人・中国人)を対象に

- ◆ 治安対策として、旧植民地出身者（在日朝鮮人・中国人）を入管法と外国人登録法で管理。
- ◆ 外国人登録法に基づく①指紋押捺義務、②外国人登録証の常時携帯義務、③3年ごと（当初の確認申請(登録証の切替)により管理。必要に応じて警察署外事係が調査と監視。
- ◆ 国籍条項による差別の制度化のため、外国人は行政サービスの対象とは位置づけられておらず、外国人登録は個人別の台帳で管理されていた。
- ◆ 70年代、日立製作所の民族差別に基づく就職差別に対する裁判闘争勝利を契機に、行政差別撤廃闘争が全国的に展開。さらに政府は79年国際人権規約、81年難民条約を批准し、社会福祉について内外人平等が原則に。自治体では独自の外国人世帯別台帳が作成され、行政サービスに活用。
- ◆ 80年代、指紋押捺拒否闘争が全国的に広がる。自治体労働者も共闘。川崎市など革新自治体も拒否者不告発宣言を発する。
- ◆ この運動の影響で、外国人登録法違反事件についての自治体から所轄警察署への告発が減少。  
〔切替遅延〕1970年5,013件⇒2000年7件　〔住所変更遅延〕1970年1,226件⇒2000年6件

### (2) 1990年以降 ニューカマーの急増(外国人労働者の事実上の受入れ)

- ◆ 「単純労働者は受け入れない」建前と現実の乖離（日系人、研修生など事実上の導入政策に転換）
- ◆ ニューカマーは在留資格と在留期間で管理。「不法」就労、「不法」滞在取り締まりが強化される。
  - ※2004年法務省入管局がウェブサイト上で「不法滞在者と思われる外国人」を匿名でメール通報できる密告窓口を設置
  - ※2007年10月雇用対策法改定、外国人を雇用する事業主からその雇用情報を厚生労働省に届出させ、その雇用情報を法務省に提供させる。
  - ※2007年11月 日本に入国・再入国する外国人(特別永住者除く)に生体情報(指紋と顔画像)の提供を義務付ける。

## 改定入管法：批判の視点—包括的な移民政策、社会統合政策の不在

- ◆ 2006年3月自治行政局国際室長通知「地域における多文化共生推進プランについて」や2006年12月内閣官房「生活者としての外国人に対する総合的対応策」が全く生かされていない。
- ◆ 2011年3月 移住者の人権に関する特別報告者ホルヘ・ブスタマンテ氏の訪日調査報告書 彼がもっとも問題にしたのは、「入国と滞在を管理する以上の包括的な移民政策」の欠如、「移住者が日本社会のかけがえのない一員として自らの権利と可能性を有意義に行使できる状況を創り出す、長期的な展望と政策」の必要性であったと考える。また、従来から勧告されている「人種主義と差別」の禁止法制定を指摘し、非正規滞在者が雇用に基づいてその地位を正規化する法的手段がないこと、アムネ스티を実施していないことも懸念を表明している。さらに入国管理については、専門的・技術的分野の移住者のほかは日本人配偶者、定住者、技能実習といった地位によって在留資格を得ている場合でなければ事実上「ブルーカラー」として適法に働くことができず、工場や建設分野で働く多くの移住者は非正規になることも指摘している。